

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」
「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現

次代を担う子どもたちの未来は、家庭とともに社会も責任を負っています。

家庭の経済的な事情によって子どもの未来が左右されることなく、全ての子どもと家庭において、子ども自身の意思と能力に応じた教育が受けられる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されることが重要です。

本計画では、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現を基本理念として、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、「千葉市で学んでよかった」と子どもが思える教育と、『こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」』の実現を目指します。

2 課題と取組みの基本目標

本市においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している世帯の児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもは約13,000人、約13人に1人となっており、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

このような、困難な状況に置かれている子どもたちについて、実態調査等から得られた現状と課題を踏まえ、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援等、子どもの未来を応援する施策を、以下の基本目標のもと、体系的に整理し、総合的に推進いたします。

基本目標 1

教育の支援

貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り開いていくためには、世帯の所得の状況にかかわらず、均等に教育を受ける機会が保障されることが不可欠です。しかしながら、現実には、経済的理由によって、いまでは一般的になりつつある学校以外での補完的な学習、すなわち塾や習い事に通うことが困難な状況があります。

本市の生活保護受給世帯や社会的養護の対象児童の高校・大学等進学率は、全児童平均よりも相当低く、厳しい状況にあります。アンケート調査の結果によれば、塾・予備校や学習に関する習い事に通わせたいのに通わせられない世帯が67.6%に上り、その結果、学校の授業以外での1日あたりの勉強時間が、全国や本市全体に比べて短いという傾向がみられました。また、53.5%の保護者が子どもを大学に進学させたいと希望しているのに対し、家庭に経済的な余裕がないことを理由に、実際に進学できると考える保護者は16.5%に留まっています。

こうした状況を改善し、貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭の経済状況に関わらず、子どもへの教育機会の均等化を図るべく、生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援や幼児教育の無償化の取組み等を推進します。

基本目標 2

生活の支援

子どもが学習に集中し、教育を身に着けるとともに、心身ともに健全に育成されるためには、経済面だけでなく、保護者とともに社会的に孤立せず、また目先の不安に悩まされることなく、身体的にも精神的にも安定した毎日を過ごせる環境が整っていることが重要です。

支援者や当事者ヒアリングにおいては、経済的な問題だけでなく、児童虐待・DV等の問題や成育歴、障害や健康問題、社会的な孤立等、いくつかの問題が重なり、それを助けてくれる人が周りにいない状況のときに、困難に陥りやすい状況となることが指摘されています。その結果、子どもには、生活習慣の乱れや将来のビジョンが描きにくくなるような課題が生じ、生活・学習習慣を確立する機会や様々な制度・支援につなげていくことが必要との指摘があります。

こうした状況を踏まえ、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進します。

基本目標 3

保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定的に確保するためには、労働によって一定の収入が確保されていることが必要です。保護者の就労は、経済的に自立するうえで重要なのはもちろんのこと、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、貧困の連鎖を防止するにあたり、大きな意義が認められます。

一方、アンケート調査では、光熱水費や公的な保険料・税金、電話代や家賃などについて支払いができなかった経験や、子どもの体調が悪くても病院を受診できなかった経験を持つ保護者も多いといった結果がみられました。保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれるようにする必要があります。

また、仕事に関することで頼れる人がいないと回答する人が一定数存在し、仕事に関することや仕事の探し方について悩んでいる保護者が多いといった状況も見受けられます。

そのため、保護者の学び直しや就労の機会の提供などを推進するとともに、各種手当など、金銭の給付や

貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせて世帯の生活の基礎を下支えしていくといったセーフティネット機能の強化に取り組んでいきます。

基本目標 4

連携体制等

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、幅広い分野での施策を総合的に実施する必要があることから、庁内での連携を図り、事業を進めるとともに、民間団体や当事者団体等と連携・協働して取り組む必要があります。

支援者・当事者へのヒアリングにおいては、対象となる児童や家庭に対し、社会的な孤立を防ぎ、様々な気づきから支援につなげていくため、様々な制度に関係する支援者の意識や資質の向上とともに、民間団体や当事者団体を含めた連携の推進の必要性が指摘されています。

このような状況を踏まえ、連携体制の構築とともに、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や当事者団体等の支援人材の育成等に取り組んでいきます。

3 施策体系表

基本理念、基本目標（取組みの視点）を踏まえ、以下の施策体系表に基づき、子どもの未来を応援する施策に取り組んでいきます。

| | | |
|----------------|-------------------------------------|---|
| 1 教育の支援 | (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 | ①学校教育による学力保障 ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ③地域と学校との連携強化 ④キャリア教育の推進 ⑤学校給食による食育の推進 |
| | (2) 教育の機会均等の推進 | ①幼児教育の無償化の推進・質の向上 ②就学支援の充実 ③生活困窮世帯等への学習支援 ④大学等進学への支援 |
| 2 生活の支援 | (1) 保護者の生活支援 | ①保護者の自立支援 ②保育等の確保 ③保護者の健康確保 ④住宅の支援 |
| | (2) 子どもの生活支援 | ①児童養護施設等の退所児童等の支援 ②食育の推進に関する支援 ③子どもの生活支援や居場所づくり |
| | (3) 子どもの就労支援 | |
| 3 保護者の就労・経済的支援 | (1) 保護者に対する就労支援 | ①保護者の就労支援 ②保護者の学び直しの支援 ③就労機会の確保 |
| | (2) 経済的な支援 | ①手当等の支給、各種負担の軽減など ②養育費の確保に関する支援 |
| 4 連携体制等 | (1) 連携体制の構築 | |
| | (2) 支援人材の育成 | |
| | (3) 社会全体での子どもの支援 | |
| | (4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集 | |

| |
|---|
| 「わかる授業」の推進(拡) 学力状況調査の実施と活用(拡) 学習習慣定着に向けた支援(拡) 音楽や理数教育充実のための非常勤講師配置事業(新) 学校運営充実のための非常勤講師配置事業(新) 特別支援教育指導員配置事業 特別支援教育介助員配置事業 適応指導教室運営事業(拡) 教職員研修事業(拡) 教育相談事業(拡) |
| スクールソーシャルワーカー活用事業(拡) スクールカウンセラー活用事業(拡) |
| 放課後子ども教室(拡) 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進(拡) 子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業 |
| キャリア教育の推進(拡) |
| 生活保護のうちの教育扶助費(小中学校給食費) 就学援助(給食費) 食育の推進 |
| 私立幼稚園就園奨励費(拡) 保育所・認定こども園等保育料 幼児小連携・接続の推進(拡) 私立幼稚園等未就園児預かり事業補助(拡) 子育て支援館管理運営 地域子育て支援センター事業 子育てリラックス館事業 家庭教育支援事業の実施(拡) |
| 就学援助(拡) 教職員研修事業(拡)【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業(拡)【再掲】 特別支援教育就学奨励費 千葉市育英資金 |
| 生活保護世帯等学習支援事業 生活保護のうちの教育扶助費(小中学校) 児童養護施設措置費(教育費) 放課後子ども教室(拡)【再掲】 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進(拡)【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業(拡)【再掲】 スクールカウンセラー活用事業(拡)【再掲】 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 児童養護施設措置費(大学進学等自立生活支度費) |
| 生活困窮者自立支援事業(拡) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(就業相談) ひとり親家庭等日常生活支援事業 生活支援講習会等事業 ひとり親家庭等相談支援事業 ひとり親家庭土日夜間電話相談事業 身元保証人確保対策事業 |
| 放課後児童健全育成事業(子どもルーム)(拡) 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業(新) 時間外保育(延長保育)事業 幼稚園型一時預かり事業(拡) 一時預かり事業 病児・病後児保育事業(拡) 休日保育事業 夜間保育事業 産休明け保育事業 子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備(拡) 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業 保育所等・子どもルームへの優先入所 保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減(みなし寡婦控除) |
| ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】 ひとり親家庭土日夜間電話相談事業【再掲】 ひとり親家庭情報交換事業(新) 妊娠・出産包括支援(新) エンゼルヘルパー派遣事業(拡) 家庭児童相談 児童家庭支援センター 育児ストレス相談 養育支援訪問 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】 市営住宅入居時の優遇措置の推進 民間賃貸住宅入居支援制度 住宅関連情報提供コーナー(すまいのコンシェルジュ) 生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】 |
| 退所児童等アフターケア事業 身元保証人確保対策事業【再掲】 |
| 食育の推進に関する支援 保育所食育サイト(H P) 食育の推進【再掲】 家庭的養護の推進(拡) 乳幼児健康診査 |
| 子どもナビゲーター(新) 生活保護世帯等学習支援事業【再掲】 生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】 子どもの居場所に関する方針策定(新) 放課後児童健全育成事業(子どもルーム)(拡)【再掲】 放課後子ども教室(拡)【再掲】 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業(新)【再掲】 |
| 退所児童等アフターケア事業【再掲】 身元保証人確保対策事業【再掲】 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 子ども・若者総合相談事業(拡) 被保護者就労促進事業 生活保護受給者等就労自立促進事業 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業(母子・父子自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会) 高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 被保護者就労促進事業【再掲】 生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】 |
| 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】 |
| ひとり親家庭生活支援等委託事業 母子家庭の母等の雇用促進 |
| 児童扶養手当支給事業 母子及び父子家庭等医療費助成事業 放課後児童健全育成事業(子どもルーム)(減免・免除) 保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減(みなし寡婦控除)【再掲】 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】 生活保護の入学準備金 |
| 生活支援講習会等事業【再掲】 ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】 |
| 生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】 関係機関との連携 子どもナビゲーター(新)【再掲】 要保護児童対策及びDV防止地域協議会 雇用対策協定による労働局との連携 里親制度推進(NPO等協働事業) NPO・地域団体等との連携 |
| 教職員研修事業(拡)【再掲】 ケースワーカーや就労支援員等に対する研修 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業相談員への研修 個別研修における子どもの貧困対策の強化 里親支援専門相談員配置 里親委託等推進 児童相談所職員の専門性を強化するための研修 |
| 子どもの貧困対策に関する情報発信 市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援(子ども食堂、インターンシップ等各種自立支援策等)(新) |
| 情報収集 |

